

新潟県関西情報発信拠点「新潟をこめ」テスト販売 参加募集案内

(公財)にいがた産業創造機構(NICO)では、売れる食品づくりを目的に商品開発から販路開拓までを総合的に支援する「食品産業マーケティング支援事業」の一環として、県産品に対する大都市の消費者の反応をリサーチするために「新潟県関西情報発信拠点 新潟をこめ」にて「テスト販売」を実施しています。

つきましては、下記のとおり参加企業を募集しますので、ぜひご応募ください。

※ 今期は東京都内のアンテナショップでのテスト販売の実施はありません。ご了承ください。

1、対象要件（下記すべてを満たす商品）

- ① 新潟県内に事業所が所在する企業等（農事組合法人等を含む）。
- ② P L保険（生産物賠償責任保険）またはP L補償が含まれたビジネス総合保険に加入している企業等。
- ③ 食品営業許可を取得している企業等。（食品営業許可が必要な業種である場合を除く。）
- ④ 新潟県内で製造された加工食品等であること。ただし以下のいずれかに該当する場合は可とする。
 - ※製造過程の一部分を県外で実施している場合であっても、主要な工程を新潟県内で実施している場合。
 - ※原材料が新潟県産である場合。
- ⑤ JANコードを取得し、表示している商品。
- ⑥ 保健所等の専門機関等に食品表示内容に問題がないことを確認済みである商品。
- ⑦ 以下のAからCに該当しない加工品等を対象とする。
 - A：新潟をこめで既に取り扱っている同一の商品
 - B：新潟をこめで過去に取り扱った商品（テスト販売を含む）で、過去の販売当時と比較し、味・量目・パッケージ等の商品内容に大きな変更がない商品。
 - C：新潟県のアンテナショップである新潟をこめで販売するに際して適さない商品。
例：パッケージに他県産の原材料を使用していることが強調されている商品（「●●県産●●を使用」）など
- ⑧ テスト販売を行う地域（大阪府）で流通していない商品。

※申し込み商品は、1社あたり5商品までとします。

※申し込み商品が多数となった場合、売り場の判断等をもとに参加商品数や参加時期を調整させていただきますのでご了承ください。

2、取引条件等

テスト販売時の取引条件については、別添「新潟をこめテスト販売取引条件」をご確認ください。なお参加決定後の商取引に関する手続きは、参加企業と新潟をこめで直接行っていただきます。

3、参加企業および取扱い商品の決定

お申込み商品についてご提供いただくサンプル品をもとに、NICOにて対象要件を満たすか確認し、最終的に売り場の意見を踏まえ、取扱い商品を決定します。ご提供いただくサンプル数については、原則1商品につき2つですが、商品容量や形状によって増えることがあります。なお、商品サンプルの発送については、参加企業の負担となります（着払いは受け付けません）。

4、申込方法

「テスト販売申込書」、「商品質問事項」、「商品サンプル（1商品につき2つ）」「画像添付フォーマット」の4点をNICO担当者宛てに4月19日（金）までに送付してください。

「画像添付フォーマット」には商品画像と食品表示画像を貼り付け、データにて送付してください。
商品サンプルは以下の所在地に送付願います。

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9F

公益財団法人にいがた産業創造機構 食品マーケティングチーム テスト販売担当宛

商品サンプル以外はE-mail（送付先：shoku@nico.or.jp）でデータを送付してください。

【新潟をこめテスト販売】

① 販売期間

令和5年3月1日（金）～令和6年6月30日（日）

※全商品を4か月継続して販売します。

② 販売方法

○新潟をこめプロパー商品と同様の売り場にて販売を行います。（常温・冷蔵）

○冷凍商品のテスト販売は実施しません。

③ 取扱商品数

常温・冷蔵含め20商品程度（うち冷蔵商品は2～3商品）

※要件確認の結果によっては、テスト販売時の量目やパッケージ、ロット数等の変更を条件とさせていただく場合がございます。

④ 販売期間中の流れ

4か月間の売上金額上位2位までの商品については、新潟をこめのプロパー商品として定番化されます。

※定番化する商品の基準は、新潟をこめ、NICOの2者で協議の上、変更する場合があります。

【参考資料：売り場の状況（新潟をこめ）】

陳列棚（常温）	陳列棚（冷蔵品）
	